

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和6年2月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240201	千代田産業 有限会社 (法人番号 7380002010663) 代表者根本 克則	福島県郡山市三穂 田町野田字神鳴14 番6号	本社営業所	福島県須賀川市越久字 発米12番地2	輸送施設の使用停 止(130日車)及び文 書警告	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 17条第1項第1号、 法第17条第4項	令和5年5月16日及び6月19日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反【記録の改ざん・不実記載】(安全規則第8条)、(5)業務の記録義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(7)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(8)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)	13	13
20240202	株式会社 太陽流通サー ビス (法人番号 5380001013280) 代表者佐藤 正美	福島県いわき市常 磐岩ヶ岡町沢目32 番地	本社営業所	福島県いわき市常磐 岩ヶ岡町沢目32、39- 1、126-1	輸送施設の使用停 止(40日車)及び文 書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和5年2月17日及び3月9日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反【一部記録なし】(安全規則第7条第5項)、(4)点呼の記録義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(5)乗務等の記録義務違反(安全規則第8条)、(6)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(7)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者及び高齢運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)	4	4
20240206	株式会社 大憲輸送 (法人番号 6420001005363) 代表者澤谷 憲	青森県青森市大字 油川字千刈127番地 20	本社営業所	青森県青森市大字油川 字千刈127番地20	輸送施設の使用停 止(30日車)	法第17条第1項第1 号、法第17条第4項	令和5年5月29日及び6月6日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	3	3
20240208	ヨコウ 株式会社 (法人番号 6410001008929) 代表者塩田 充弘	秋田県横手市横手 町字大関越91番地1	秋田営業所	秋田県秋田市御所野湯 本1-45	文書警告	法第17条第4項	令和5年1月23日及び3月31日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0

20240213	有限会社 ヒルト・ミヤノ (法人番号 1410002009501) 代表者中山 梓	秋田県北秋田市綴子 子字宮本147番地1	本社営業所	秋田県北秋田市綴子 上台114-2	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警告	法第17条第4項、法 第60条第1項	令和4年11月11日及び令和5年2月27日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、9件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(2)点呼記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(3)運転者台帳の作成義務違反【5名以下作成なし】(安全規則第9条の5第1項)、(4)運転者台帳の作成義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(6)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(7)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(安全規則第10条第2項)、(8)高齢運転者に対する運転適性診断義務違反(安全規則第10条第2項)、(9)報告義務違反(法第60条第1項)	7	7
20240216	有限会社 早池峰運輸 (法人番号 2400002002605) 代表者熊谷 勝弘	岩手県盛岡市乙部 19地割54番地4	盛岡営業所	岩手県盛岡市好摩 上山3番地133	文書警告	法第17条第1項第1 号	令和6年1月30日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、1件の違反が認められた。(1)乗務員に対して疾病・疲労のおそれのある状態での乗務(安全規則第3条第6項)	0	0
20240221	南貨物自動車 株式会 社 (法人番号 5420001010018) 代表者横山 博文	青森県黒石市松原 142番地	秋田営業所	秋田県秋田市土崎港 相染町西山根1-1	文書警告	法第17条第4項	令和6年1月16日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、2件の違反が認められた。(1)運転者台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20240222	株式会社 円谷運送店 (法人番号 5380001005831) 代表者円谷 義広	福島県郡山市喜久 田町卸2丁目28番地	郡山営業所	福島県須賀川市滑川 字池田191-1	輸送施設の使用停止 (80日車)及び文書警告	法第17条第1項第1 号、法第17条第4 項、法第24条	令和5年4月20日及び6月1日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、10件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項、第2項、第3項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)事故の記録義務違反(安全規則第9条の2)、(5)運転者等台帳の作成義務違反【6名以上作成なし】(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者等台帳の作成義務違反【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(8)運転者の指導監督記録義務違反(安全規則第10条第1項)、(9)高齢運転者に対する特別な指導監督義務違反(安全規則第10条第2項)、(10)自動車事故報告規則に規定する事故の届出違反(法第24条)	8	8

20240222	株式会社 ヲカノン東北 (法人番号 7380001026990) 代表者塚田 和夫	福島県福島市飯坂町字東堀切2番地	本社営業所	福島県二本松市大平山37番地	文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和6年2月5日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4項)、(2)運行記録計による記録義務違反(安全規則第9条)、(3)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	0	0
20240226	有限会社 弘西運輸 (法人番号 8420002013280) 代表者三上 恵一	青森県弘前市大字小沢字大開45番地55	本社営業所	青森県弘前市大字小沢字大開45-55	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和5年6月14日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、5件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準の遵守違反【未遵守計6件以上15件以下】(安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等基準の遵守違反【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録義務違反(安全規則第8条)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)	9	9
20240229	丸文運輸 株式会社 (法人番号 8380001010440) 代表者荒井 雅仁	福島県西津軽郡西郷村大字小田倉字稗返151番地	本社営業所	福島県西津軽郡西郷村小田倉稗返151、151-1	輸送施設の使用停止(70日車)及び文書警告	法第17条第1項第1号、法第17条第4項	令和5年3月3日及び4月21日、監査方針を端緒として監査を実施した結果、6件の違反が認められた。(1)乗務時間等基準の遵守違反【未遵守計16件以上】(安全規則第3条第4項)、(2)乗務時間等基準の遵守違反【乗務時間等告示なお書きの遵守違反】(安全規則第3条第4項)、(3)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(4)運転者等台帳の作成義務違反(安全規則第9条の5第1項)、(5)運転者の指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)(6)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	7	7

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。